

## 千代田区防犯カメラの設置に関する基本方針

設置 平成 15 年 11 月 26 日付 15 千政企発第 368 号

改正 平成 16 年 4 月 1 日付 16 千政企発第 78 号

改正 平成 22 年 5 月 17 日付 22 千環安生発第 68 号

改正 平成 29 年 3 月 31 日付 28 千地安生発第 232 号

近年、都市における認知犯罪件数は徐々に減少しつつあるが、地域における防犯意識は依然として高く、安全で安心できるまちづくりを目指して防犯カメラの設置などの自主的な取組を行っている。

犯罪防止のため、防犯カメラを設置していくことは、安全で安心できるまちづくりを進めていく上で有意義なことである。他方、防犯カメラの設置により、住民等のプライバシー権その他の基本的人権が侵害されるおそれもあるため、これらを保護するために十分に配慮する必要がある。

このため、千代田区（以下「区」という。）では、補助金を活用した防犯カメラの設置について、下記のとおり共通に遵守されるべき基本的事項を定める。

### 記

#### 1 設置の目的

防犯カメラの設置は、安全で快適な生活環境の整備を図るとともに、犯罪を予防し、区の安全で安心できるまちづくりに資することを目的とする。

#### 2 設置主体

防犯カメラの設置主体は、町会、PTA、商店街その他一定の区域の住民（当該区域内に住所を有する個人又は事業所を有する法人若しくは個人をいう。以下同じ。）が組織し、又は参加する団体（以下「地域団体」という。）とする。

#### 3 基本原則

防犯カメラを設置する地域団体（以下「設置団体」という。）は、防犯カメラの設置及び運用に当たって次に掲げる基本原則を遵守し、適切な措置を講ずるものとする。

(1) 防犯カメラの設置及び運用は、設置目的の達成に必要最低限度の範囲とすること。

(2) 防犯カメラは、道路等の公共の場所を記録するものとし、特定の個人又は建物を記録するものでないこと。防犯上やむを得ず私有地の映像を記録する場合は、あらかじめ当該私有地の所有者、管理者、使用者又は占有者の承諾を受けること。

(3) 防犯カメラで記録された映像、音声等（以下「映像等」という。）の取扱いに当たっては、プライバシー保護に関し適切な措置を講ずること。

(4) 防犯カメラの設置、管理、運用及び映像等から知り得た秘密をみだりに漏らさないこと。

(5) 防犯カメラの設置及び運用について、あらかじめ地域住民に対し説明会等を行い、合意を得ること。

(6) この基本方針に基づき防犯カメラの設置、運用、映像等の管理及び利用に関する基準を定め、これを遵守すること。当該基準は、他者からの求めに応じて常時開示できる状態で保管すること。

#### 4 設置方法及び場所

(1) 防犯カメラは、堅牢な作りで通行に支障のない場所に設置するものとし、設置に際し必要な許認可等を必ず受けるものとする。

(2) 防犯カメラの設置場所は、全ての人が認識できるよう標識等を用いて明瞭に表示するものとする。

#### 5 映像等の管理

(1) 映像等の保存、消去及び映像等の記録された媒体の廃棄は、慎重かつ確実に行うものとする。

(2) 映像等の保存期間は7日程度とし、保存に当たって映像等を編集し、又は加工してはならない。

(3) 映像等の記録された媒体は、施錠することのできる什器類等に保管し、盗難及び紛失の防止を図るものとする。

#### 6 映像等の利用

(1) 映像等の利用は、設置目的の達成に必要な場合に限り行うことができるものとする。

(2) 映像等の外部への提供及び開示は、法令等に基づくとき又は捜査機関の捜査等に必要なきに限り行うことができるものとする。

#### 7 管理体制

(1) 設置団体は、防犯カメラの管理及び運用を適切に行うため管理運用委員会を設置するものとする。

(2) 管理運用委員会は、防犯カメラの取扱いを総理する管理運用責任者を選任し、映像等の管理及び利用を適切に行うものとする。

#### 8 協議

防犯カメラの設置及び運用に当たっては、区及び所轄警察署の意見を聴くこと。

#### 9 是正措置

防犯カメラの設置及び運用についてこの基本方針に反する行為があった場合又は区若しくは所轄警察署から防犯カメラの運用停止の申入れがあった場合は、直ちに防犯カメラの運用を中止し、適切な是正措置を講ずるものとする。

#### 10 その他

防犯カメラを設置したことにより、プライバシー権の侵害その他の問題が発生した場合は、全て設置団体の責任において対応するものとする。